

最高裁秘書第3867号

令和3年12月24日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村

慎



苦情の申出に係る諮詢について（通知）

11月15日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を開示したことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮詢しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

裁判所の標準的なワープロソフトとして、一太郎からワードに変更した理由が分かる文書（最高裁判所情報政策課が作成したもの）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第4056号

令和4年1月5日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、  
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

裁判所の標準的なワープロソフトとして、一太郎からワードに変更した理由が  
分かる文書（最高裁判所情報政策課が作成したもの）

2 苦情の申出がされた日

令和3年11月24日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）諮詢第46号

(2) 謝問日

令和3年12月24日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第4057号

令和4年1月5日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第46号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年12月24日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村

慎



### 理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

#### 記

##### 1 開示申出の内容

裁判所の標準的なワープロソフトとして、一太郎からワードに変更した理由が分かる文書（最高裁判所情報政策課が作成したもの）

##### 2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、11月15日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### 3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 本件申出は、裁判所において職員が業務に使用するパソコンに標準的にインストールされる文書作成用ソフトウェアを、ジャストシステム社の日本語ワープロソフト「一太郎」（以下「一太郎」という。）からマイクロソフト社の文書作成ソフトウェア「Microsoft Word」（以下「ワード」という。）に変更した理由が明らかにされている最高裁判所事務総局情報政策課が作成した文書の開示を求めるものと整理した上で、対象文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。この点、苦情申出人は、本件開示申出に係る文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張する。

(2) 確かに、裁判所において職員が業務に使用するパソコンには、かつて一太郎が標準的にインストールされていたことがあり、また、現在はワードが標準的にインストールされていることから、文書作成用ソフトウェアに変更があったことは認められ、当時、所管課となる情報政策課における検討等を基に当該変更に関する何らかの判断が行われたことは推測できる。

しかし、その際に変更の理由が明らかにされている文書が作成又は取得されたか否かは現在確認できず、かかる検討等があった時期から10年以上が経過していると考えられることに鑑みると、そのような文書が作成又は取得されていたとしても、既に廃棄されていることが不合理とはいえない。このような状況を踏まえると、過去に本件申出に係る文書を作成又は取得していた可能性はないとはいえないものの、実際に作成又は取得したのか否か及び作成又は取得後に廃棄されたのか否かが判然としないことから、存在しないとの理由で不開示とする判断に至ったものである。

(3) 念のため、その後改めて当時の経緯等を示した文書が作成されている可能性を踏まえ、最高裁判所内を探索したが、本件申出に係る文書は存在しなかった。

(4) よって、原判断は相当である。